

いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

本校では全教職員が「いじめは人として絶対許されないことである。」「いじめは本来あってはならないことであるが、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が安心して「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 児童も教職員も「いじめを許さない、見過ごさない」との強い意識を持ち、互いを認め合う人間関係・学校風土づくりに取り組む。
- (2) 居場所づくりと絆づくりを意図的に行い、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童に関する情報交換を行って情報を共有する。複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、当該児童の安全を保障するとともに、早期解決のため、特定の教職員で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。状況により、保護者や関係機関・専門家と協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

## 2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組み

### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

#### ○体験活動の推進

「愛汗喜働」の校訓のもと、ふれあい農園での活動、宿泊体験活動、ボランティア活動等を通して、しっかり働き、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

#### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、「自分がされていやなことは、人にはしない。自分がされてうれしいことはどんどんしよう。」を合い言葉に、他の人を認める態度を育てる。

#### ○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行い、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

#### ○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自己肯定感を育み、お互いを受け入れる態度を育てる。

### (2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等に関する取組みを学校評価の評価項目に位置付ける。

(教職員) いじめに係る情報が校内で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

(保護者) 学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、児童の不安等を把握する取組みを行っている。

(児童) いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。

### (3) いじめの未然防止

#### ○学校づくり

いじめが起きない学校づくりに向けて校長が責任を持つとともに、教職員の共通理解のもと、次のような指導を推進する。

- ①校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ③いじめに向かわない態度・能力を育成する。
  - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実をめざす。
  - ・読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む。
  - ・インターネット利用に関するルールづくり（小山スマートルール）を働きかけ、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。
- ④自己有用感や自己肯定感を育む。
  - ・学校の教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を設ける。
  - ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
  - ・児童の意識調査を活用し、安心して通える学校づくりを進める。
- ⑤あらゆる機会を通じて、家庭・地域・関係機関との連携を強化し、学校はいじめ防止に向けての方針に協力を得られるよう努める。

#### ○学級づくり

周囲の友人や教職員との信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをする。

- ①互いを認め合える人間関係づくりに努める。
- ②児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ④一人一人が活躍できる場をつくる。
- ⑤児童自らがいじめについて学び、いじめ防止の取組みを実践できるよう支援する。

#### ○特に配慮が必要な児童への支援、指導

日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- ・新型コロナウイルス感染症の罹患者・濃厚接触者になった児童

### (4) いじめの早期発見

#### ○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

#### ○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化を見逃さないよう、アンテナを高く持つ。

#### ○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行う。

#### ○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談だけでなく、教職員全員で全校児童をよく見守り、話し掛けなどから得た情報を共有する。スクールカウンセラーによる定期的な見取りや面談を行う。

#### ○保護者に対するいじめ調査の実施

保護者との日頃の情報交換を密にするとともに聞き取り調査を行って、いじめ情報を収集する。

#### ○地域、放課後子ども教室との連携

地域の住民や放課後子ども教室の安全管理員との連携を進める。

#### ○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録する。

#### (5) いじめの事案対処

- 「いじめ対応サポート班」による対応  
情報を得たらすぐに「いじめ対応サポート班」を結成し、情報を共有する。
- 被害・加害児童への対応  
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。
- 外部人材と関係機関との連携  
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家、市青少年教育センター、警察、児童相談所、民生児童委員と連携を取り、早期解決に向けて最善の方法を講じる。

#### (6) いじめの解消

校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

#### (7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の措置をとる。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

### 4 いじめの防止等のための組織

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(構成員) 全教職員

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

#### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 教頭、生徒指導主事、教務、担任等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談による情報収集
  - ・継続的な支援
  - ・保護者や地域、放課後子ども教室との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や市青少年教育センター、警察、児童相談所などとの連携

#### (3) 組織図 【様式2】

### 5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】